

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

オンラインによる障害者割引の乗車船券等や施設等の入場券の
予約・購入への対応について

標記については、令和2年6月26日付国自旅第77号「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認について」により、公共交通事業者に対し、「障害者に対し過度な負担とならないよう、合理的な方法でこれを行うこと」について理解と協力を求めてきたところ、加えて、今般、令和3年6月11日の「真の共生社会実現に向けた新たなバリアフリーの取組」に関する大臣指示に基づき、ウェブによる乗車船券の予約・決済の実現（マイナポータルとの連携を含む）について、今後具体的な方向性や目標等を早期に定め、その実現に向けた検討等を開始することとされているところです。

また、令和2年12月25日に閣議決定された「デジタル・ガバメント実行計画」において、政府全体の取組として、「民間手続においても、障害者の負担軽減や均等な機会の提供のため、オンラインによる施設等の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について、民間事業者等に対して要請を行う」と記載されたところであり、これを受けて内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室より、関係省庁に対し、オンラインによる施設等（付属の駐車場も含む）の障害者割引入場券の予約・購入等への対応について要請等の依頼がなされたほか、今般、総合政策局バリアフリー政策課長及び情報政策課長からも別添のとおり協力依頼があったところです。

つきましては、障害者等の移動や施設利用上の利便性をより向上させる観点から、貴会傘下の会員に対し、下記の措置の実施について、理解と協力を求めていただきますようよろしくお願いいたします。

記

- ・関係事業者等に対し、オンラインによる障害者割引の乗車船券等や施設等の入場券の予約・購入への対応を図ることについて、要請を行うこと。
- ・一方で、予約・購入の際にマイナポータルとの連携によるオンライン化対応を速やかに行うことが困難な場合や、オンライン予約等の段階においてはマイナポータルと連携したオンライン化対応が必ずしも必要でない場合、又は手続上オンライン予約等の対応が不要な場合においては、令和2年6月23日付安心生活政策課長・情報政策課長事務連絡「障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確

認について」を踏まえ、障害者割引運賃・料金による乗車及び施設利用時等の本人確認に際しては、障害者に過度な負担とならないよう、マイレージ等の会員サービス、交通ＩＣカード、スマートフォンの活用など、合理的な方法でこれを行うことについて、引き続き理解と協力を求めること。